

# 事故防止・緊急時対応マニュアル（概要）

## 1・事故の未然防止のための取り組み

**安全な保育環境の確保** 施設・設備の定期的な安全点検を行い、危険箇所の把握、および必要な修繕・改修を速やかに行う。「ヒヤリ・ハット」は報告内容を職員で共有し、再発防止策を講じる。

**職員の質の向上** 安全に関する配慮事項は明文化し、職員で共有する。救命救急講習などの実技研修を定期的に行う。

**緊急時における対応体制の確認** 緊急時の職員の対応方法、役割分担など様々な場面を想定した手順書を作成、それに基づいた訓練を常日頃から実施する。

**関係機関との連携** 市町村や関係機関との連携を密にし、情報交換や事故発生時の対応が円滑にできる体制を整える。

**子どもへの安全教育** 日々の療育の中で危険について知らせ、身を守る方法や訓練を定期的に療育に取り入れる。

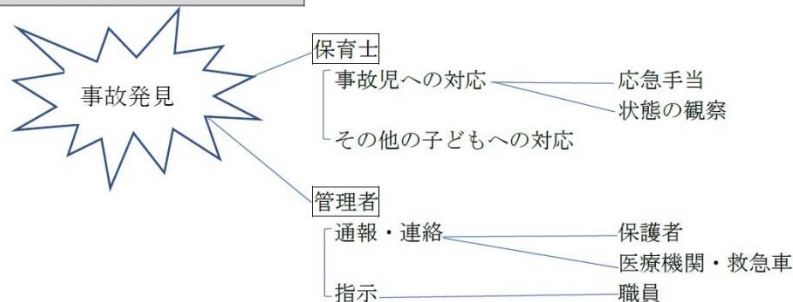
### 場面ごとにおける事故防止のためのマニュアル

【プレイルームでの療育時】【おやつ】【トイレ・洗面所】【プール遊び】【出入り口や廊下】

【事業所外療育時】【害虫】【送迎】以上の場所、場面において考えられるリスクをリストアップ、それに対する環境整備および安全指導・配慮を行う。→事業所玄関に設置のマニュアル本編参照のこと

## 2・事故への対応

### 事故発生時の基本的なながれ



\* 管理者は速やかに事故の状況を把握し、職員への指示を行い、事故の状況を記録する。

\* 必要処置の判断は単独で行わない。

\* 医療機関への受診は保護者の承諾を得てから行い、必ず職員が同行する。

（以下のような症状の場合は、直ちに救急車を要請する。）

- ・意識がもうろうとしたり、うとうとしている ・顔色が悪く、ぐったりとしている
- ・けいれん、ひきつけを起こしている ・出血が止まらない ・吐き気や嘔吐を繰り返している
- ・化学物質を重篤である誤飲した ・熱傷や火傷の面積が広い

\* 保護者に対し、事故の発生状況やその後の対応について十分に説明を行う。

## 3・再発防止のために

事故を全職員で検証し、原因究明とともに再発防止策を講じる。その際、直接的な原因だけでなく、多面的な視点から原因究明をし、策定された再発防止策を研修などを通じて周知徹底する。